

## 生物多様性くまもと戦略 2030 策定の概要

### 1 戦略策定の背景

生物多様性基本法（H20.6 施行）により、都道府県・市町村による生物多様性施策地域戦略の策定が努力義務として規定されたことから、本県の生物多様性保全とその恵みの利用に関する県の基本的計画として、平成 22 年（2010 年）に「生物多様性くまもと戦略」を策定した。

当該戦略の対象期間は令和 4 年度（2022 年度）までであり、国内外の生物多様性をめぐる状況も変化していることから、今般、新たな戦略として「生物多様性くまもと戦略 2030」を策定する。

### 2 戦略策定の主なポイント

- ・戦略の対象期間は、令和 5 年（2023 年）4 月から令和 13 年（2031 年）3 月まで
- ・現行「生物多様性くまもと戦略」に基づく取り組みを評価
- ・生物多様性をめぐる国内外の動向に関する情報を更新
- ・戦略に定める行動計画（具体的な県の施策）については、既存項目の拡充に加え、海洋プラスチックごみ対策や再生可能エネルギー導入における適切な立地、国立公園の利用促進など社会情勢の変化に応じた新たな施策を追加（現行 30 項目→次期 39 項目）
- ・行動計画の進行管理のための指標（数値目標）は 18 項目から 25 項目に拡充

### 3 戦略の策定経過及び今後のスケジュール

#### 令和 4 年

- 7 月 8 日 第 1 回生物多様性くまもと戦略検討委員会（外部有識者会議）開催  
※戦略策定方針について審議
- 7 月 29 日 庁内関係課に行動計画素案作成依頼
- 10 月 21 日 第 2 回生物多様性くまもと戦略検討委員会開催  
※戦略たたき台について審議
- 11 月 29 日 庁内関係課に次期戦略素案の確認依頼
- 12 月 6 日 環境審議会への諮問（自然保護部会への付議）

#### 令和 5 年

- 1 月 26 日 第 3 回生物多様性くまもと戦略検討委員会開催  
※戦略素案について審議
- 2 月 14 日 環境審議会自然保護部会開催（書面開催）
- 2 月 3 日～3 月 6 日 次期戦略に係る県政パブリックコメント
- 2 月 9 日～3 月 3 日 市町村、自然保護関係団体への意見照会
- 3 月 3 日 熊本県庁生物多様性施策推進連携会議（書面開催）  
※戦略素案について庁内関係課と共有
- 3 月 22 日 環境審議会への報告
- 3 月末日 次期戦略の策定（予定）

## 生物多様性くまもと戦略2030の概要

## はじめに

## 第1章 戦略の策定にあたって

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| ○戦略策定の背景・基本的な考え方  | ○生物多様性くまもと戦略(前戦略)の取組み状況 |
| ○戦略の基本的事項         |                         |
| 位置づけ・対象とする期間・対象区域 |                         |

## 第2章 生物多様性の現状と課題

- |                            |                    |
|----------------------------|--------------------|
| ○生物多様性の恵みと危機               | ○熊本県の生物多様性の現状と課題   |
| ○生物多様性をめぐる国内外の動向           | 気候と地形、植物、動物、生態系の概要 |
| SDGs、新型コロナウイルス、気候変動、30by30 | 危機の現状、現状に対する課題     |
| 海洋プラスチックごみ、自然を活用した解決策(NbS) |                    |
| 国の動き、県の動き、県内市町村の動き         |                    |

## 第3章 戦略の目標

## 2050年ビジョン(長期目標)

生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、熊本県の生物多様性の状態を更に豊かなものにするるとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

## 2030ミッション(短期目標)

- |                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| 1 多様な生態系の維持回復     | 4 外来生物の侵入や蔓延の防止                 |
| 2 種の絶滅の防止         | 5 一人ひとりが生物多様性を守り生かす社会づくり        |
| 3 生態系サービスの持続可能な利用 | 6 気候変動をはじめとする社会課題の解決と生物多様性保全の両立 |

## 第4章 行動計画

- 1 多様で健全な生態系の保全
  - 森林、里山、草原、都市、川、海をつなぐ生態系の保全(森林環境保全、草原の維持再生など8施策)
  - 希少野生動植物生息地保護区などにおける指定種や生息環境の保全(希少野生動植物の指定など3施策)
  - 外来生物対策(外来生物の侵入と蔓延の防止の1施策)
- 2 生物多様性の恵みの持続可能な利用
  - 農林水産業における生物多様性への配慮(生物多様性を重視した農業生産の推進など8施策)
  - 野生鳥獣の管理と有効利用(野生鳥獣の保護・管理、ジビエの推進など2施策)
  - 開発や公共事業における生物多様性への配慮(環境アセスメントや各種公共工事における配慮など6施策)
- 3 生物多様性を守り生かす社会づくり
  - 普及啓発や環境教育の推進、県民と連携した生物多様性の保全(普及啓発事業の充実など4施策)
  - 消費活動等における普及啓発や消費者教育の推進(食品ロスの削減など2施策)
  - 生物多様性・自然資本に配慮した事業活動の推進(企業等による森づくりの推進など2施策)
  - 自然環境の保護と利用の好循環の形成(国立公園の利用促進など2施策)
  - 伝統知や自然観の継承(自然的名勝、天然記念物の保護管理の1施策)

## 第5章 戦略の推進体制と進行管理

- 戦略の担い手と求められる役割
  - 県民、環境保全活動団体・学校等、大学等研究機関、企業、農林水産業者、市町村、県
- 多様な主体の協働・連携
- 進行管理と今後の改定